

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) <u>主幹</u> 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する<u>主幹</u>をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p> <p>(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 決裁 教育長又は専決権限を有する者(以下「決裁責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。</p> <p>(2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断により常時教育長に代って決裁することをいう。</p> <p>(3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代って決裁することをいう。</p> <p>(4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。</p> <p>(5) 部長 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)第5条第1項に規定する部長をいう。</p> <p>(6) 次長 生駒市教育委員会事務局組織規則第7条第1項に規定する次長をいう。</p> <p>(7) 課長 生駒市教育委員会事務局組織規則第8条第1項に規定する課長をいう。</p> <p>(8) <u>課課長</u> 生駒市教育委員会事務局組織規則第9条第1項に規定する<u>課課長</u>をいう。</p> <p>(9) 施設長 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第1項に規定する施設長並びに生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園長並びに小学校及び中学校の校長をいう。</p> <p>(10) 課長補佐 生駒市教育委員会事務局組織規則第10条第3項に規定する課長補佐をいう。</p> <p>(11) 副園長 幼稚園の副園長をいう。</p>

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

2 所管部長不在のときは所管次長が、所管部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、所管課長不在のときは所管主幹が、所管課長及び所管主幹ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は所管課長補佐不在のときは所管係長(幼稚園にあつては副園長、係のない課にあつては所管主査)がその事務を代決する。

3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

4 前3項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育振興部長、教育振興部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。

- (1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項
- (2) 法令、例規等に関連する事項
- (3) 人事に関連する事項
- (4) 議案に関連する事項
- (5) 広報に関連する事項

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長(主査を置く課にあつては、主査)から順次所属の上司の決定を経て、教育長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 教育長不在のときは、所管部長がその事務を代決する。

2 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、次長不在のときは所管課長が、課長不在のときは所管課長が、課長及び所管課長ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は課長補佐不在のときは所管主幹(幼稚園にあつては、副園長。以下この項において同じ。)が、施設長、課長補佐及び所管主幹が不在のときは、所管係長(係のない課にあつては、所管主査)がその事務を代決する。

3 前2項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項は、代決してはならない。

4 第1項及び第2項の規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、部相互間の調整を必要とするものについては、教育振興部長、教育振興部次長及び教育総務課長に合議をしなければならない。

2 次に掲げるものについては、教育総務課長に合議をしなければならない。

- (1) 教育委員会の承認を受けなければならない事項又は教育委員会に報告する事項
- (2) 法令、例規等に関連する事項
- (3) 人事に関連する事項
- (4) 議案に関連する事項
- (5) 広報に関連する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項

- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長及び財政課長に合議しなければならない。

第6条～第11条 略

(主幹の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

第12条～第13条 略

(専決の特例)

- 第14条 主幹又は課長補佐は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。
- 2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

第15条 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項

- 3 その事務が部相互間に関連するもので特に必要とするものについては関連部長及び関連次長に、2以上の課等に関連するもので、特に必要とするものについては関連課長に合議をしなければならない。
- 4 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、総務部長、総務部次長及び財政経営課長に合議しなければならない。

第6条～第11条 略

(課課長の専決事項)

第11条の2 第8条の規定にかかわらず、次の事項については、課課長が専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関すること(第7条第10号に係るものを除く。)

第12条～第13条 略

(専決の特例)

- 第14条 課課長又は課長補佐は、課長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。
- 2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って、第8条第6号及び第13号について専決することができる。

第15条 略